

教 生 学 第 1 0 4 3 号
令和2年(2020年)3月6日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

児童生徒の自殺予防について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

児童生徒の自殺予防については、これまでも自殺対策基本法(平成18年法律第85号)等に基づき、各学校等において取組を進めていただいているところですが、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあります。

本道においても、自殺と疑われる事案や自殺未遂が発生しており、悩みを抱えた児童生徒の早期発見など、自殺予防に向けた取組を行うことが重要となっています。

つきましては、「自殺対策強化月間(3月)」及び学年始めにおいて、各学校等では、相談窓口の周知徹底を行うとともに、別添写しの内容を参考として、児童生徒の自殺予防に向けた取組を適切に行い、児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、自殺を企図する兆候が見られた場合には、保護者や関係機関と連携しながら組織的に対応するなど、特段の配慮をお願いします。

担 当 : 生徒指導・学校安全グループ
主任指導主事 安 藤 俊 介
T E L : 011-231-4111
内 線 : 35-672
E-mail : andou.shunsuke@pref.hokkaido.lg.jp

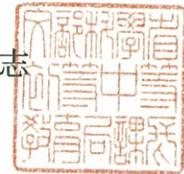


元受初児生第19号
令和2年2月26日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大濱健志



(印影印刷)

児童生徒の自殺予防について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいたところとす。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、平成30年度の児童生徒の自殺者数は332人であり、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあるとす。また、人の目の届きにくいSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）においては、「自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるといった悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と定められています。つきましては、貴職におかれましても、この月間の取組が所期の目的に沿って実施されるよう、下記に掲げる取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

なお、このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受け

た地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、例えば、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、自殺対策強化月間の3月から長期休業明けの4月にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(※) SOSの出し方に関する教育については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)連名通知)を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い

場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

【添付資料】

- 別添1 令和元年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）（令和2年1月20日参自発0120第1号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- 別添2 自殺対策強化月間ポスター
- 別添3 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添4 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp



参自発0120第1号
令和2年1月20日

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和元年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第7条第2項において、3月の1ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけ、同条第4項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

また、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、併せて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとも定められています。

このため、厚生労働省では、これらを根拠に、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに支援策及び啓発活動を強力に推進することとしています。

つきましては、上記の趣旨への御理解を賜り、貴省庁、貴管内の関係機関、関係団体等において、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただきますよう、ご協力お願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：氏家、小畑

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp



悲しい

つらい

待っています あなたの声を

助けて

苦しい

こころの健康相談統一ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
☎ **0570-064-556** (有料)

相談対応曜日・時間は
都道府県によって異なります。

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の公的な相談機関につながります。

SNS相談事業

厚生労働省 SNS相談 [検索](#)

よりそいホットライン

24時間対応

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

フリーダイヤル つなぐ ささえる
☎ **0120-279-338** (無料)

FAXでの相談の方
☎ **03-3868-3811**

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方
ガイドンスで専門的な対応も選べます。(外国語含む)

フリーダイヤル つなぐ つつむ
☎ **0120-279-226** (無料)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方 **050-3655-0279** (有料)

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介します。

支援情報検索サイト [検索](#)

みんなで取り組もう
いのち支えるゲートキーパー

いつでも
だれでも
どこでも

変化に気づく

じっくりと耳を傾ける

支援先につなげる

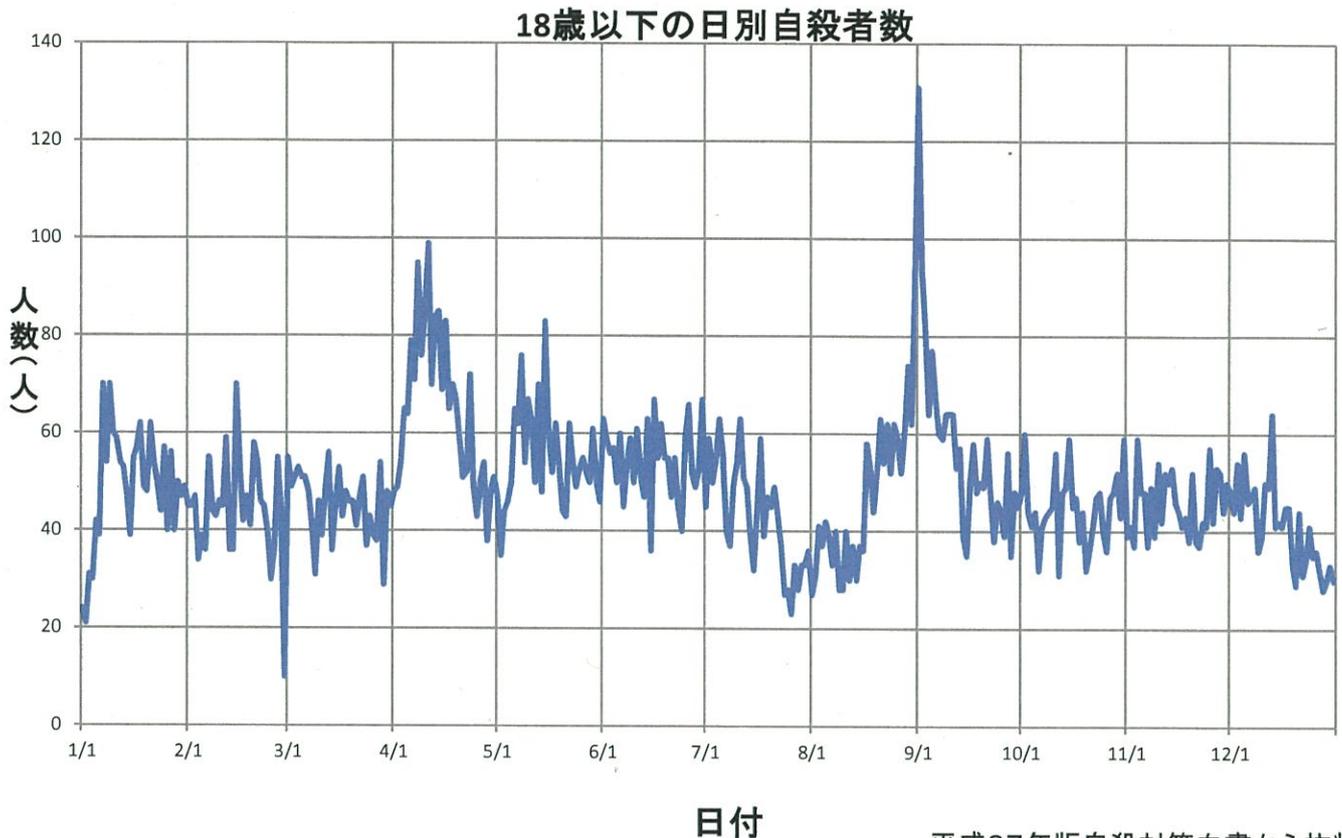
温かく見守る

3月は、自殺対策の強化月間です

詳しくは [厚生労働省 自殺対策](#) [検索](#)



18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

誰
か
が
い
る
話
し
た
い
今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル



なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

